

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 6 月 30 日 (金) 第 426 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
 - 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退
(高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
 - 漁船保険付保義務発生 (2件) (水産振興課取扱い) 4
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 教 育 委 員 会 告 示**
- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 5
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 6
 - 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 7
- 人 事 委 員 会 規 則**
- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※)
(職員課取扱い) 7
- 公 安 委 員 会 規 則**
- 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則
(※) (交通企画課取扱い) 8
 - 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する
規則 (※) (交通企画課取扱い) 12
 - 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島郡十島村口之島字小河内180番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第554号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	新成病院	鹿児島市上荒田町16番30号	令和5年6月28日から令和8年6月27日まで
救急病院	医療法人南溟会宮上病院	大島郡徳之島町亀津7268	令和5年6月30日から令和8年6月29日まで

鹿児島県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
川内まきのせ泌尿器・腎クリニック 薩摩川内市中郷四丁目7番	名称	川内まきのせ泌尿器科	川内まきのせ泌尿器・腎クリニック	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南さつま市和楽苑	南さつま市坊津町泊5756番地	南さつま市	南さつま市加世田川畑2648番地	本坊 輝雄	令和5年3月31日	短期入所生活介護
ウィル訪問看護	薩摩川内市西開	株式会社W I L	薩摩川内市西開	田中 帝臣	令和5年	訪問看護

リハビリステーション	開町12番2号	LWAYESTATE	開町12番2号		5月31日	
訪問看護ステーションウイング	始良市東餅田1442-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	令和5年5月31日	訪問看護

鹿児島県告示第557号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションオーパス・ワン	西之表市西之表7147番地	ホグレールプロ合同会社	鹿児島市鴨池新町29-5-22	内村 友則	令和5年5月20日	訪問看護
訪問看護ステーションあおぞら始良	始良市宮島町10-7トモノテナントC室	株式会社ACG	鹿児島市下荒田三丁目17-1-3F	大牟禮康佑	令和5年6月1日	訪問看護
訪問看護ステーションひまわり	鹿屋市西原三丁目7-20-5	株式会社トラストケア	鹿屋市西原三丁目7-20-5	武元 大和	令和5年6月1日	訪問看護
さくら訪問看護ステーション	奄美市名瀬幸町16番16号2階	合同会社かいず	奄美市名瀬幸町16番16号2階	上原小百合	令和5年6月1日	訪問看護

鹿児島県告示第558号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ザ王病院	始良市加治木町反土2151-1	医療法人七徳会	始良市加治木町本町141番地	大井 知泉	令和5年5月31日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ザ王病院介護医療院	始良市加治木町反土2151-1	医療法人七徳会	始良市加治木町本町141番地	大井 知泉	令和5年6月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第560号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南さつま市和楽苑	南さつま市坊津町泊5756番地	南さつま市	南さつま市加世田川畑2648番地	本坊 輝雄	令和5年3月31日	介護予防短期入所生活介護
ウィル訪問看護リハビリステーション	薩摩川内市西開間町12番2号	株式会社WILLWAYESTATE	薩摩川内市西開間町12番2号	田中 帝臣	令和5年5月31日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションウイング	始良市東餅田1442-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	令和5年5月31日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションオーパス・ワン	西之表市西之表7147番地	ホグルールプロ合同会社	鹿児島市鴨池新町29-5-22	内村 友則	令和5年5月20日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションあおぞら始良	始良市宮島町10-7トモノテナントC室	株式会社ACG	鹿児島市下荒田三丁目17-1-3F	大牟禮康佑	令和5年6月1日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションひまわり	鹿屋市西原三丁目7-20-5	株式会社トラスケア	鹿屋市西原三丁目7-20-5	武元 大和	令和5年6月1日	介護予防訪問看護
さくら訪問看護ステーション	奄美市名瀬幸町16番16号2階	合同会社かいず	奄美市名瀬幸町16番16号2階	上原小百合	令和5年6月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第562号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、三島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第563号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、牛根加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和5年6月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第564号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 5 月 22 日から令和 6 年 1 月 26 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目

始良・伊佐地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 6 月 30 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
姫城寮	霧島市隼人町姫城1060-2 エタージェ姫城1F	一般社団法人癒しの郷	鹿児島市平之町三の二丸和ビル1階	森 廣樹	令和 5 年 6 月 1 日	共同生活援助

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
志布志市有明町野井倉字苑田7154番並びに字本川7232番，7233番，7234番，7235番，7236番，7237番及び7238番並びに曾於郡大崎町菱田字五反田135番3，135番4及び5678番の一部並びに字向田3644番，3645番，3651番，3652番，3653番，3654番，3655番，3656番，3658番，3659番，3661番，3662番，3663番，3664番，3665番，3666番，3667番，3668番，3669番，3670番，3671番，3672番，3673番，3674番，3675番及び5151番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
志布志市有明町野井倉6965番地
サンキョーミート株式会社
代表取締役 古賀満

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第5号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第31条第2項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定史跡の指定は、令和 5 年 3 月 20 日付けで解除されたものとなるので、同条第3項において準用する同条例第5条第4項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

史跡

名称	所在地	所有者又は管理者	指定告示
鶴丸城跡	鹿児島市城山町5番1	鹿児島県	昭和28年9月7日 教育委員会告示第26号

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体及び法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年6月30日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
クリーンな福祉会 を作る会	大竹 一美	大竹 一美	鹿児島市南林寺町2番 1-1134ツインハウス 南林寺	令和5年 5月1日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党鹿児島 県第1区総支部	川内 博史	会計責任者の 氏名	小森 芳郎	福松 節生	令和5年 5月9日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島県本 部	窪田 哲也	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	窪田 哲也 小森 信隆	成尾 信春 松田 浩孝	令和5年 5月28日
参政党鹿児島県支 部連合会	佐藤 誠	政治団体の 名称	参政党鹿児島 県支部連合会	参政党鹿児島 支部	令和5年 4月25日
参政党鹿児島第1 支部	栗牧 建行	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	栗牧 建行 高山 利香	佐藤 誠 蒲地 真子	令和5年 5月15日
自由民主党長島支 部	中屋 修	主たる事務 所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の 氏名	出水郡長島町 城川内2750- 1 中屋 修 風口 秀峰	出水郡長島町 蔵之元1529- 1 鶴長 親雄 山口 清孝	令和5年 5月11日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
秋広まさたけ後援 会	大園 陽子	代表者の氏 名	大園 陽子	秋広 義宏	令和5年 4月1日

たぶちがわとしひろ後援会	田 淵 川 寿 広	主たる事務所の所在地	熊毛郡中種子町野間4303-16	熊毛郡中種子町野間16900-1	令和 5 年 5 月 1 日
松山さおり後援会	松 山 さ お り	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬港町17-2川村ビル1階	奄美市名瀬末広町9-3	令和 5 年 5 月 1 日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党鹿児島県参議院選挙区第1総支部	鹿児島市下荒田1-6-23-2F	円林 誠子 (柳 誠子)	令和 5 年 5 月 18 日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県始良市区第一支部	始良市西餅田1717番地	酒匂 卓郎	令和 5 年 5 月 12 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
並松安文後援会	日置市伊集院町飯牟礼1140	榎園 誉男	令和 4 年 12 月 31 日
前原やすし後援会	日置市東市来町長里847-6	町田 辰郎	令和 5 年 4 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
境田公明後援会	境田 久幸	吉満 幸二	始良郡湧水町川西748-1
杉ためあき後援会	杉 為昭	杉 為昭	西之表市伊関505-1
長里のりゆき後援会	中村 広幸	高橋 宏和	霧島市国分中央3-12-48
ひらせ十助後援会	平瀬 十助	平瀬 十助	肝属郡南大隅町根占川北38
平田和文後援会	平田 和文	寺田 九州男	熊毛郡屋久島町安房2364番地35

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第8号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表南さつま市の部出先機関の款老人ホームの項を削り、同表南九州市の部本庁の款市長部局の項中「知覧特攻平和会館長 世界の記憶推進室長」を「知覧特攻平和会館長」に改め、同

表錦江町の部本庁の款町長部局の項中「課長」を「課長 監」に改め、同表南種子町の部出先機関の款中「

給食センター	所長
--------	----

」を

「

福祉事務所	所長
給食センター	所長

」に改め、同表喜界町の部

本庁の款教育委員会事務局の項中「事務局長」を「課長」に改め、同表中「伊佐北始良環境管理組合」を「伊佐湧水環境管理組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 17 号

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則

（目的）

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）の規定に基づき、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受講命令）

第 2 条 法第 108 条の 3 の 5 第 1 項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為（以下「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であって、特定小型原動機付自転車危険行為をした日を起算日とする過去 3 年以内にその他の特定小型原動機付自転車危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、府令第 38 条の 4 の 4 第 1 項に規定する命令書の交付を受けた日から 3 月以内に行われる講習の受講を命ずることとする。

- (1) 特定小型原動機付自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合
- (2) 既に講習を受けた者である場合であって、講習を受講した後の特定小型原動機付自転車危険行為が 2 回に満たないとき
- (3) 特定小型原動機付自転車運転者の起算日時点の年齢が 16 歳未満であるとき

（講習の申請）

第 3 条 府令第 38 条の 4 の 4 第 1 項に規定する命令書の交付を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（別記第 1 号様式）に講習手数料（鹿児島県収入証紙）を添えて提出するものとする。

（講習結果の報告）

第 4 条 講習の結果は、特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書（別記第 2 号様式）により公安委員会に報告するものとする。

（弁明の機会の付与）

第 5 条 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関し、特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について、審査の上、府令第 38 条の 4 の 4 第 1 項に規定する命令書の交付をする必要があると判断した場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 弁明の機会の付与の実施については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）に定めるところにより行うものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（ 歳）

道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を申請します。

申請年月日	年 月 日
講習場所	
手数料	収入証紙 貼付箇所
備考	

第 2 号様式 (第 4 条関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

講習実施者名
代表者

次の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を 年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
備考			

.....

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第18号

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則の一部を改正する規則

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

「危険行為」を「自転車危険行為」に改める。

第 1 条中「昭和35年総理府令第60号」の次に「。以下「府令」という。」を加える。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条の見出しを「（受講命令）」に改め、同条中「第108条の 3 の 5」を「第108条の 3 の 5 第 2 項」に、「講習の受講命令通知」を「府令第38条の 4 の 4 第 2 項に規定する命令書の交付」に改め、同条第 2 号中「満たない場合」を「満たないとき」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「前条により通知」を「府令第38条の 4 の 4 第 2 項に規定する命令書の交付」に、「講習受講申請書」を「自転車運転者講習受講申請書」に改める。

第 6 条から第10条までを次のように改める。

第 6 条から第10条まで 削除

第11条中「受託者は講習の結果を原則として講習実施当日に」を「講習の結果は」に改める。

第12条第 1 項中「受講命令」を「府令第38条の 4 の 4 第 2 項に規定する命令書の交付」に改める。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 削除

別記第 2 号様式中「講習受講申請書」を「自転車運転者講習受講申請書」に、「第108条の 2 第 1 項第15号」を「第108条の 2 第 1 項第16号」に改める。

別記第 3 号様式中「講習受託者名」を「講習実施者名」に、「第108条の 2 第 1 項第15号」を「第108条の 2 第 1 項第16号」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第19号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 号中「原動機付自転車（）」を「一般原動機付自転車（）」に改める。

第21条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第25条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第38条中「令和 4 年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）に」の次に「，同項第15号の講習の実施については特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規則（令和 5 年鹿児島県公安委員会規則第17号）に」を加え、「同項第15号」を「同項第16号」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。